毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外特
令和８年１月26日

主要目次

告示

○ 家畜伝染病予防法第三十条の規定による消毒方法の実施　一

告示

千葉県告示第四十四号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和八年一月二十六日

千葉県知事　熊谷俊人

一　実施の目的
緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

二　実施する区域
県内全域の百羽以上の鶏を飼養している農場及びその他の家きんを飼養している農場のうち家畜保健衛生所長が消毒方法を実施する必要があると認める農場

三　実施の期日
令和八年一月二十七日から令和八年三月三十一日までの間

四　消毒方法
農場（鶏舎その他の家きんの飼養施設の周囲及び農場外縁部）における消石灰その他家畜保健衛生所長がこれと同等と認めるものの散布

購読料　本号　一部　六円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八